平成２６年（フ）第７４号
島根県出雲市大津町3656番地１医療法人同仁会海星病院内（開始決定時の住所）島根県出雲市知井宮町965番地２
破産者　平　　忠信
１　決定年月日　平成27年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第３５号
島根県大田市波根町686番地
破産者　岡田　弘子
１　決定年月日　平成27年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第３８号
島根県出雲市斐川町富村2068番地ミューズ101
破産者　飯塚　政登
１　決定年月日　平成27年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第９４号
北海道白老郡白老町字石山113番地56
破産者　田中　政数
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
北海道北見市泉町１丁目３番５号　マルシゲハイツ泉６号、前住所北海道網走郡美幌町字東１条南４丁目１番地の４
破産者　松井　秀一
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
東京都江東区新大橋１丁目１番13―902号、開始決定時の住所青森市自由ケ丘１丁目１番地47
破産者　宇美　洋三
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
青森市中佃２丁目20番８号
破産者　大久サカイ
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
岩手県八幡平市大更第34地割62番地１　イーストホープ103号室
破産者　千葉　　誠
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１０５号
岐阜県大垣市牧野町３丁目143番地２　牧野荘６号
破産者　福士　友幸
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
静岡県富士市今泉3814番地の１
破産者　山本　忠吉
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３９２号
静岡県浜松市西区湖東町1487番地の６、前住所静岡県浜松市北区細江町気賀2919番地の68
破産者　中島寿二也
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２７９号
京都市中京区衣棚通御池上る下妙覚寺町192番地３　シャトードゥレタン　302号
破産者　中川　雅雄
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
京都市左京区浄土寺真如町138―７　吉野方、住民票上の住所京都市左京区岩倉幡枝町601番地27
破産者　前田　敬子
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５２号
大阪府東大阪市善根寺町２丁目２番５号
破産者　こな茶こと　北川　隆文
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２４号
山口県宇部市大字上宇部193番地150
破産者　海田　善文
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１６号
高知県長岡郡本山町吉野405番地１
破産者　秋山　　登
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３６６号
大分県別府市大字南立石1704番地の３
破産者　甲斐　聖子
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３６号
大分県杵築市大字杵築765番地９　コーポラス元島７―104号、開始決定時の住所大分県臼杵市野津町大字藤小野380番地　戸上住宅５―２―Ｄ
破産者　佐藤　昭宏
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７７号
大分市大字古国府1047番地の１
破産者　川野　利光
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係